

家畜保健衛生所情報

令和4年9月30日

今シーズン国内 1 例目の高病原性鳥インフルエンザ確認（死亡野鳥）
～防疫対策の再徹底をお願いします～

9月26日、環境省より神奈川県伊勢原市で回収された死亡野鳥から、A型鳥インフルエンザウイルスが検出、9月29日にはH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが確認されたと発表されました。また9月23日には韓国当局より、韓国京畿道龍仁（ヨンイン）市で採取された野鳥の糞便から、H5亜型鳥インフルエンザウイルスの抗原が検出されたと発表されました（※病原性については未確定）。

昨シーズンは国内のみならず、世界的に本病の流行が見られましたが、欧米ではこれまでと異なり、飼養家さんにおける本病の発生が夏季になっても継続しています。こうした状況などからも、今後も我が国へ飛来する渡り鳥が本病ウイルスを保有している可能性は高く、今シーズンにおいても厳重な警戒が必要だと考えられます。

よって皆様には、以下の3点について再確認と再徹底をお願いいたします。

- ① 農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理
- ② 農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底による農場へのウイルス侵入防止の徹底
- ③ 早期発見・早期通報の再徹底

高病原性鳥インフルエンザ 主な注意事項

- 飼養家さんの健康観察を行い、異常の有無の確認を徹底してください。
- 死亡羽数の増加に注意してください。
- 家さん舎出入口での、手指や靴底等の消毒を徹底してください。
- 野鳥の家さん舎や飼料・資材置き場等への侵入防止の為、防鳥ネットに破れや隙間がないか再確認をしてください。



- 家さん舎周囲へ消石灰を散布するなど、野生動物等の侵入防止に努めてください。
- 発生国の家さん農家等関連施設への訪問は、控えてください。

高病原性鳥インフルエンザの主な症状

- 高い死亡率
- 元気消失、沈うつ
- 肉冠・肉垂や脚部のチアノーゼ、出血、壊死
- 顔面の浮腫
- 産卵低下または停止
- 神経症状（ふるえ、起立不能、斜頸など）
- 下痢

沈うつ症状



肉冠の壊死、肉垂のチアノーゼ



(出典：農林水産省 HP)

など

※上記症状を示さずに急死する場合も多くあります。
日々の健康観察を十分に行ってください。

1日の死亡率が過去21日間の平均死亡率の2倍を超えた場合には、
家畜保健衛生所への通報が義務付けられています。

なお、詳しい情報等は下記ホームページについてもご確認ください。

農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

環境省：https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

<農林水産省 HP>



<環境省 HP>



本情報に関するお問い合わせ及び通報先は

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL：072-458-1151 FAX：072-458-1152


